

産業廃棄物処分業許可証

住所 長崎県大村市上諏訪町1529番地

氏名 株式会社グリーンテック九州 代表取締役 永石 辰巳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日

令和 元年11月16日

許可の有効年月日

令和 6年11月15日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理、最終処分

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
(1) 破 碎	固定式 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上6種類
	移動式 を含む ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上2種類
(2) 破 碎・分 別	紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上3種類は廃石膏ボードに限る。) 以上3種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)
(3) 埋 立	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上5種類 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 廃プラスチック類等(①～⑥)の破砕施設

(一次破砕機：㈱日本プログ製 二軸破砕機 TSG-440
二次破砕機：㈱プラコー製 一軸式万能粉砕機 MS-2000)

設置場所	長崎県大村市上諏訪町1561番地
設置年月日	平成22年11月9日 (一次破砕機追加に係る設置年月日：令和5年7月26日)
処理能力	一次破砕機：①3.3t/日、②5.1t/日、③4.2t/日、 ④4.8t/日、⑤4.3t/日、⑥3.4t/日 二次破砕機：①11.2t/日、②8.5t/日、③9.7t/日、 ④6.4t/日、⑤11.0t/日、⑥24.0t/日 (いずれも1日8時間稼動)
許可年月日	令和5年3月24日
許可番号	421050221

(裏面へつづく)

(裏面)

(2) がれき類等 (⑦、⑧) の破碎施設 (移動式を含む。)(株)中山鉄工所製 オートモーバル NC420

設置(保管)場所	長崎県大村市上諏訪町1556番地
設置年月日	平成17年9月21日 (固定式追加に係る設置年月日:平成22年4月9日) (設置(保管)場所変更に係る設置年月日:令和5年7月26日)
処理能力	⑦:650t/日、⑧:1,040t/日 (いずれも1日8時間稼動)
許可年月日	令和5年3月24日
許可番号	422017182

(3) 廃石膏ボードの破碎・分別施設 (株)イーワ機械工業製 CB-1000-1型)

設置場所	長崎県大村市上諏訪町1555番地
設置年月日	令和4年3月8日
処理能力	4.0t/日 (8時間)

(4) 最終処分場 (安定型)

設置場所	長崎県大村市東大村一丁目1119番地52
設置年月日	平成10年6月15日
処理能力	(面積) 8,187m ² (容積) 61,492m ³
許可年月日	平成9年11月26日
許可番号	420101038

3. 許可の条件

移動式破碎に係る条件	稼働日	平日に限る。
	稼働時間	午前8時から午後5時までに限る。ただし、1日の実稼働時間は8時間までとする。
	稼働場所	処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。
	騒音防止措置	隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年11月16日	産業廃棄物処分業新規許可
平成15年8月18日	産業廃棄物処分業変更許可 (焼却品目 (繊維くず) の追加)
平成16年8月3日	産業廃棄物処分業変更許可 (処分の方法 (破碎) 及び (破碎・分別) の追加)
平成16年11月16日	産業廃棄物処分業更新許可
平成21年8月3日	産業廃棄物処分業変更許可 (処分の方法 (埋立) の追加)
平成21年11月16日	産業廃棄物処分業更新許可
平成26年11月16日	産業廃棄物処分業更新許可
平成29年10月30日	産業廃棄物処分業変更届出 (処分の方法 (焼却) の廃止)
平成30年11月15日	産業廃棄物処分業変更許可 (破碎品目 (廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) の追加、廃プラスチック類等の破碎施設、がれき類等の破碎施設の追加)
令和元年11月15日	産業廃棄物処分業変更届出 (木くずの破碎施設の廃止)
令和元年11月16日	産業廃棄物処分業更新許可
令和4年3月1日	産業廃棄物処分業変更届出 (廃石膏ボードの破碎・分別施設の設置場所の変更)
令和5年8月22日	産業廃棄物処分業変更届出 (廃プラスチック類等の破碎施設に係る一次破碎機の追加及び二次破碎機の位置の変更、がれき類等の破碎施設の設置(保管)場所の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無